

就学援助制度のお知らせ

山鹿市では、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。

◎ 就学援助の対象となる世帯は？

山鹿市内に住所があり、小・中学校に在籍する予定の児童生徒の保護者で、次の認定要件のいずれかに当てはまる方が対象になります。

	認定要件	申請に必要な証明書類
①	前年度又は本年度に生活保護の停止・廃止を受けた	「生活保護停止・廃止決定通知書」の写し
②	市民税が非課税・減免、または個人事業税、固定資産税の減免を受けている	市民税が非課税の場合は、※1参照 固定資産税の減免の場合は、減免の決定書の写し
③	国民年金保険料の1/2以上免除を受けている	年金機構発行の「国民年金保険料免除申請承認通知書」の写し
④	国民健康保険税の減免、又は徴収の猶予を受けている	「国民健康保険税減免承認決定通知書」の写し
⑤	児童扶養手当の支給を受けている	「児童扶養手当証書」の写し ※住所・氏名・金額・有効期間の記載のあるもの ※特別児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証は無効
⑥	生活福祉資金による貸付を受けている	「貸付証明書」の写し
⑦	世帯の主たる収入者が職業安定所登録日雇労働をしている	「雇用保険日雇労働被保険者手帳」又は「雇用保険受給資格者証」の写し
⑧	その他経済的に困窮し、学用品等の購入、又は学校納付金の支払いに困っている	※1 参照

- ※1 ②又は⑧の認定要件の方で、新入学児童生徒学用品費の申請者は令和7年1月1日現在の住所地が山鹿市外の方は、「令和7年度の市県民税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）」が必要になります。また、新入学児童生徒学用品費以外の申請者は、令和8年1月1日現在の住所地が山鹿市外の方は、「令和8年度の市県民税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）」が必要になります（令和8年の6月頃に発行になる自治体が多いです）。詳しくは取得先の市町村にお問い合わせ下さい。
- ※ 住民票上は別世帯であっても、生計を一にしている場合は同一世帯と判断し審査します。
- ※ 申請者全員が必ず認定を受けられるとは限りません。また、再度証明書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 世帯状況が変更となった場合は、再度申請書の提出をお願いします。

◎ 申請に必要なものは？

- ①就学援助申請書
- ②認定要件に応じた証明書類
- ③新入学児童生徒学用品費請求書
- ④申請者の通帳の写し（表紙を開いたページ）

◎ 申請期限は？（新入学児童生徒学用品費は、入学前に支給が可能です）

①入学前の支給を希望する（3月下旬支給予定）・・・令和8年1月23日（金）

②入学前の支給を希望しない（4月下旬支給予定）・・・令和8年2月13日（金）

◆新入学児童生徒学用品費 小学校入学予定者 57,060円/人

中学校入学予定者 63,000円/人

※新入学児童生徒学用品費以外の費目については、学期毎に支給します。

※新入学児童生徒学用品費の金額は変更になる場合があります。

◎ どういった費用が援助されるの？

- ①新入学児童生徒学用品費（新小1 新中1のみ）
- ②学用品費
- ③通学用品費
- ④校外活動費
- ⑤修学旅行費
- ⑥学校給食費

以上の費目の一部を支給します。

◎ 申請用紙や手続きは、各学校へ！

- ①入学予定の小学校に申請書類があります。（中学へ進学の場合、現在通っている小学校）
- ②小学校（事務室）に事前に連絡のうえ、申請の手続きをしてください。
- ③入学後に家庭状況の変化等で経済的に困る状況となった場合も、通学先の学校でいつでも申請できます。

◎ 注意事項

- ①申請に必要な証明書類、添付書類等は、申請書と一緒に学校へ提出してください。
- ②在学している兄弟姉妹がいる場合は、申請書に記入してください。
- ③申請者名、請求者名、振込口座名義は、同一のものとしてください。
- ④生活保護世帯は、生活保護費より入学準備金が支給されますので、就学援助での支給は対象外となります。（対象は、修学旅行費のみ）
- ⑤上記の申請期限を過ぎた場合でも申請は可能ですが、新入学児童生徒学用品費の支給は、4月1日以降の申請の場合は支給されません。また、4月1日以降に提出された場合は、学用品費等は日割り計算による支給となります。
- ⑥原則として振込先口座へ支給しますが、校納金等に未納が生じた場合には、学校口座への振込みとし、未納分に充当させていただくことがあります。
- ⑦新入学児童生徒学用品費の支給を受けた方で、令和8年4月に入学されなかった場合は、支給分を返還していただきます。
- ⑧新入学児童生徒学用品費（通学用品費を含む）の審査・認定については入学前に行います。その他の費用については、令和8年6月以降の審査となります。
- ⑨他市町村で新入学児童生徒学用品費の支給を受けた方は、山鹿市からの支給は対象外となりますので申し出るようしてください。（返金している場合を除く。）
- ⑩申請後、他市町村に転出される場合に通知等はありませんので、転出先の市町村で改めて手続きが必要となります。

手続きなどご不明な点がありましたら、下記へお尋ねください。

◎各学校の事務室（申請書提出先）

◎山鹿市教育委員会 学校教育課 教育支援係（TEL：0968-43-1638）